

事業者向け補助金制度

■ 経営基盤の強化

大口町中小企業支援事業補助金		
補助対象	町内で継続して事業を営む中小企業者 (創業・新分野参入支援事業の場合は創業事業予定者も含みます)	
	対象経費	補助金額
人材育成支援事業	社内研修または外部団体が開催する講習会等に要する費用(オンラインによりオンタイムで開催する講習会を含む。ただし、取引先が催す講習会で広く参加者を公募しないものは除く)	対象経費の2分の1 (上限:同一年度内に累計20万円) ※創業後5年を経過する日が属する年度末までに申請する事業者は累計30万円
特許等出願支援事業	産業財産権取得(特許、実用新案、意匠)のために日本国特許庁に支払う費用および手続きを弁理士に依頼した場合の弁理士手数料	対象経費の2分の1 (上限:同一年度内に累計30万円)
販路拡大支援事業	商品見本市、展示会(オンラインによりオンタイムで開催する商品見本市および展示会を含む)への出展に直接要する経費(小間料、小間装飾料および電源設備等の工事費用)ただし、商品の販売を主目的とする展示会等は補助経費対象外	対象経費の2分の1 (上限:同一年度内に累計30万円)
経営等相談支援事業	経営、技術等の課題解決のため、公益財団法人あいち産業振興機構や大口町商工会等を通じて愛知県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、専門家等に依頼した場合の経営診断および指導料 職場のメンタルヘルス対策に係る臨床心理士等に依頼した指導料	対象経費の2分の1 (上限:同一年度内に累計20万円)
創業・新分野参入支援事業	創業予定者が営む予定の事業または創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用 中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用 創業予定者が会社を設立する場合または中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、官公庁への申請書類の作成および提出に係る費用	対象経費の2分の1 (上限:同一年度内に累計20万円)
新貨幣対応支援事業 (令和7年度末までの特例措置)	現在、町内に設置しており、事業に使用している無人で金銭を収受する機器(金銭機、自動発券機など)を新紙幣の金種識別や真贋判定に対応するために紙幣識別ユニットの交換等、必要な改修または機器の更新に要した経費 ただし、令和5年4月から令和8年3月末までの間に実施し、補助金の申請をしたものに限る	対象経費の2分の1 (1事業者につき1回限り) (上限:累計50万円)

■ 労働環境の整備

工場等遮熱促進事業補助金	
町内企業における働きやすい職場環境の整備を推進することを目的に、工場・倉庫等の屋根および外壁に遮熱塗装工事を施工する際の経費について補助金を交付します。	1平方メートルあたり1,000円 上限額 100万円

※事業着手前(新貨幣対応支援事業のみ事業完了後)に申請する必要があります。お早めに企業支援課までご相談ください。

■ 融資を受けた場合

利子補給補助金は、2年以内に同一資金で融資を受けている場合は対象外となります。

大口町小規模企業等振興資金融資保証料・利子補給補助金		
補助対象	大口町の町民税納税義務者で、愛知県融資制度の小規模企業等振興資金を利用した事業者 利子補給補助金は、融資金額が2,000万円以下の事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の2分の1
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分 設備資金 当初24月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初12月分

大口町セーフティネット資金融資保証料・利子補給補助金		
補助対象	大口町の町民税納税義務者で、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定により町長の認定を受け、愛知県融資制度のセーフティネット資金（環セ80、環セ100）を利用した事業者 利子補給補助金は、融資金額が2,000万円以下の事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の2分の1
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分 設備資金 当初24月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初12月分

大口町創業等支援資金融資保証料・利子補給補助金		
補助対象	愛知県融資制度の創業等支援資金を利用した事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の2分の1
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分 設備資金 当初24月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初12月分

大口町経営改善貸付利子補給補助金		
補助対象	大口町商工会の経営指導を受けて、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を利用した事業者	
	対象経費	補助金額
利子補給	金融機関に返済する利子	当初12月分

■ 休業した場合

大口町内事業者休業時支援補助金	
補助対象	医師の診断が伴う病気やけがにより休業を余儀なくされた従業員数20人以下の事業者で、休業後、事業活動を再開する意志がある事業者
要件	連続して3日以上（定休日を除く）事業活動を停止した場合
補助金額	1日1万円（上限25日間、最大25万円）

※事業を再開した日が休業後25日を経過した日から起算して2週間以内に申請する必要があります。

※申請には、申請内容に不正がないことに関する誓約書の提出が必要です。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。